

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年霧島市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（改正理由）

令和元年8月1日に、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第27号）が施行され、市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することが可能となったこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。